

平成 29 年 11 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社マツオカコーポレーション
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 松 岡 典 之
(コード番号：3611 東証)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 I P O 推 進 室 室 長 西 脇 徹
(TEL. 084-973-5188)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

平成 29 年 11 月 9 日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による自己株式の処分等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、平成 29 年 11 月 24 日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による自己株式の処分の件

- (1) 募集株式の払込金額 1 株につき 金 2,057 円
(ただし、引受価額が募集株式の払込金額を下回る場合は、当該公募による自己株式の処分を中止する。)
- (2) 募集株式の払込金額の総額 2,458,115,000 円
- (3) 仮 条 件 2,420 円 から 2,600 円
- (4) 仮 条 件 の 決 定 理 由 等

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

- ①大手取引先との強固な関係性を構築していること。
- ②新規先の開拓に向けた施策が講じられ、更なる成長期待が持てること。
- ③特定の取引先に対する売上依存度が高いこと。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は 2,420 円 から 2,600 円の範囲が妥当であると判断いたしました。

2. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1 株につき 金 2,057 円
- (2) 募集株式の払込金額の総額 507,461,900 円

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 販売先指定の件（親引け）

当社が、野村証券株式会社に対し、販売を要請している親引け先の概況については以下のとおりです。

（1）親引け先の状況等

- | | |
|-----------------|---|
| ① 親引け先の概要 | マツオカコーポレーション従業員持株会
(理事長 小川 寛司)
広島県福山市宝町4番14号 |
| ② 当社と親引け先との関係 | 当社の従業員持株会であります。 |
| ③ 親引け先の選定理由 | 従業員の福利厚生のためであります。 |
| ④ 親引けしようとする株式の数 | 未定（募集株式のうち、82,200株を上限として、平成29年12月4日（発行価格等決定日）に決定される予定。） |
| ⑤ 株券等の保有方針 | 長期保有の見込みであります。 |
| ⑥ 払込みに要する資金等の状況 | 当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。 |
| ⑦ 親引け先の実態 | 当社の従業員等で構成する従業員持株会であります。 |

（2）株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、下記【ご参考】の「2. ロックアップについて」をご参照下さい。

（3）販売条件に関する事項

販売価格は、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する公募による自己株式の処分価格（募集価格）と同一となり、発行価格等決定日に決定される予定です。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)	公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数 (株)	公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合(%)
松岡 典之	広島県福山市	1,695,000 (25,000)	17.08 (0.25)	1,545,000 (25,000)	15.57 (0.25)
合同会社マツオカカンパニー	広島県福山市宝町4番14号	1,425,000	14.36	1,425,000	14.36
株式会社広島銀行	広島県広島市中区紙屋町一丁目3番8号	420,000	4.23	420,000	4.23
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	400,000	4.03	400,000	4.03
マツオカコーポレーション従業員持株会	広島県福山市宝町4番14号	297,500	3.00	379,700	3.83
みずほ成長支援投資事業有限責任組合	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	325,000	3.28	325,000	3.28
合同会社パインヒルコーポレーション	東京都新宿区下宮比町1-4	300,000	3.02	300,000	3.02
株式会社ファーストリテイリング	山口県山口市佐山717番地1	286,500	2.89	286,500	2.89
三菱UFJキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	275,000	2.77	275,000	2.77
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	250,000	2.52	250,000	2.52
神原汽船株式会社	広島県福山市沼隅町常石1083番地	250,000	2.52	250,000	2.52
倉敷紡績株式会社	岡山県倉敷市本町7番1号	250,000	2.52	250,000	2.52
計	—	6,174,000 (25,000)	62.23 (0.25)	6,106,200 (25,000)	61.55 (0.25)

(注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年11月9日現在のものです。

2. 公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに公

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年11月9日現在の所有株式数及び株式総数に、公募による自己株式の処分、引受人の買取引受による売出し及び親引け（82,200株として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

- (5) 株式併合等の予定の有無及び内容 該当事項はありません。
- (6) その他参考になる事項 該当事項はありません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による自己株式の処分及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数	普通株式	1,195,000株	
② 売出株式数	普通株式	引受人の買取引受による売出し	450,000株
		オーバーアロットメントによる売出し	246,700株
			(※)

(2) 需要の申告期間 平成29年11月27日(月曜日)から
平成29年12月1日(金曜日)まで

(3) 価格決定日 平成29年12月4日(月曜日)
(処分価格(募集価格)及び売出価格は募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成29年12月5日(火曜日)から
平成29年12月8日(金曜日)まで

(5) 払込期日 平成29年12月12日(火曜日)

(6) 株式受渡期日 平成29年12月13日(水曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である松岡 典之(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年11月9日及び平成29年11月24日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式246,700株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、平成29年12月13日から平成29年12月28日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. ロックアップについて

公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人及び貸株人である松岡典之、売出人である島田商事株式会社並びに当社株主である合同会社マツオカカンパニー、賈永明、松岡辰徳、馬場誠、戸田輝明、内田修平、川原慶士、郷英訓、松岡美奈及び行澤美津子は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 90 日目の平成 30 年 3 月 12 日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨、合意しております。

当社株主である株式会社広島銀行、みずほ成長支援投資事業有限責任組合、合同会社パインヒルコーポレーション、株式会社ファーストリテイリング、三菱UFJキャピタル株式会社、日本生命保険相互会社、神原汽船株式会社、倉敷紡績株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行、鴻池運輸株式会社、東レ株式会社、金光仁美、株式会社サンエス、ハチダイヤ株式会社、升田幸雄、株式会社マイティネット、株式会社広島ベンチャーキャピタル及び間所慶子は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 90 日目の平成 30 年 3 月 12 日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、その売却価格が処分価格（募集価格）の 1.5 倍以上であって、野村證券株式会社を通して行う売却等は除く。）を行わない旨、合意しております。

当社の株主であるマツオカコーポレーション従業員持株会は、野村證券株式会社に対して、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の平成 30 年 6 月 10 日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の平成 30 年 6 月 10 日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成 29 年 11 月 9 日開催の当社取締役会において決議された野村證券株式会社を割当先とする第三者割当等は除く。）を行わない旨、合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、野村證券株式会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後 180 日目の日（平成 30 年 6 月 10 日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

加えて、当社は、野村證券株式会社より、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 90 日目の平成 30 年 3 月 12 日までの期間中、引受契約締結日において野村證券株式会社の計算で保有する当社株式 400,000 株の売却（ただし、その売却価格が処分価格（募集価格）の 1.5 倍以上であって、野村證券株式会社を通して行う売却等及び当該元引受契約締結日以降に取得した当社株式の売却は除く。）を行わない旨聴取しております。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。